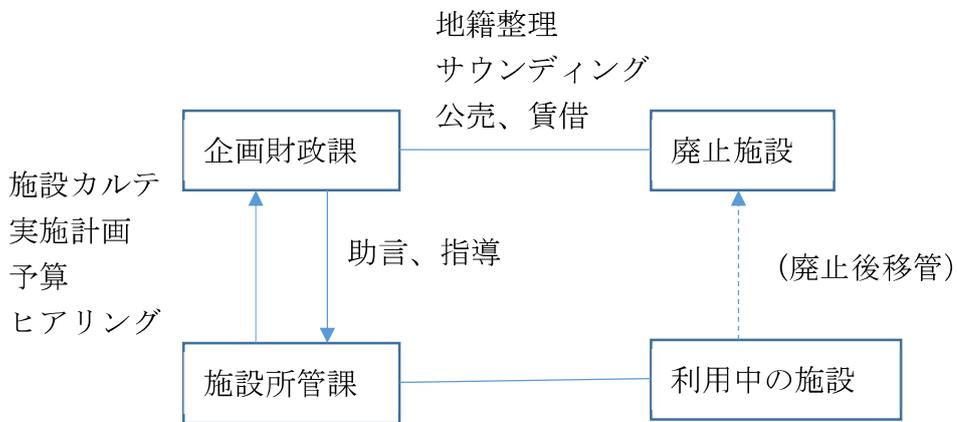


計画の推進体制

本文 P89 より抜粋

- 計画の推進に当たっては、今後、更新及び維持管理していく施設とともに、用途廃止していく施設における、その後の跡地利用について、両輪で検討する必要があります。これらの計画について、総合的にマネジメントする部署を設置し、公共施設に関する情報を一元的に管理するとともに、計画の進捗状況を定期的に検証し、所管部署との調整、全庁的な意思決定のためのとりまとめを行います。
- 計画を実行する管理部署と所管部署が連携を密にしながら、確実な計画実行ができるような庁内体制を構築し、今後の公共施設マネジメントに取り組みます。

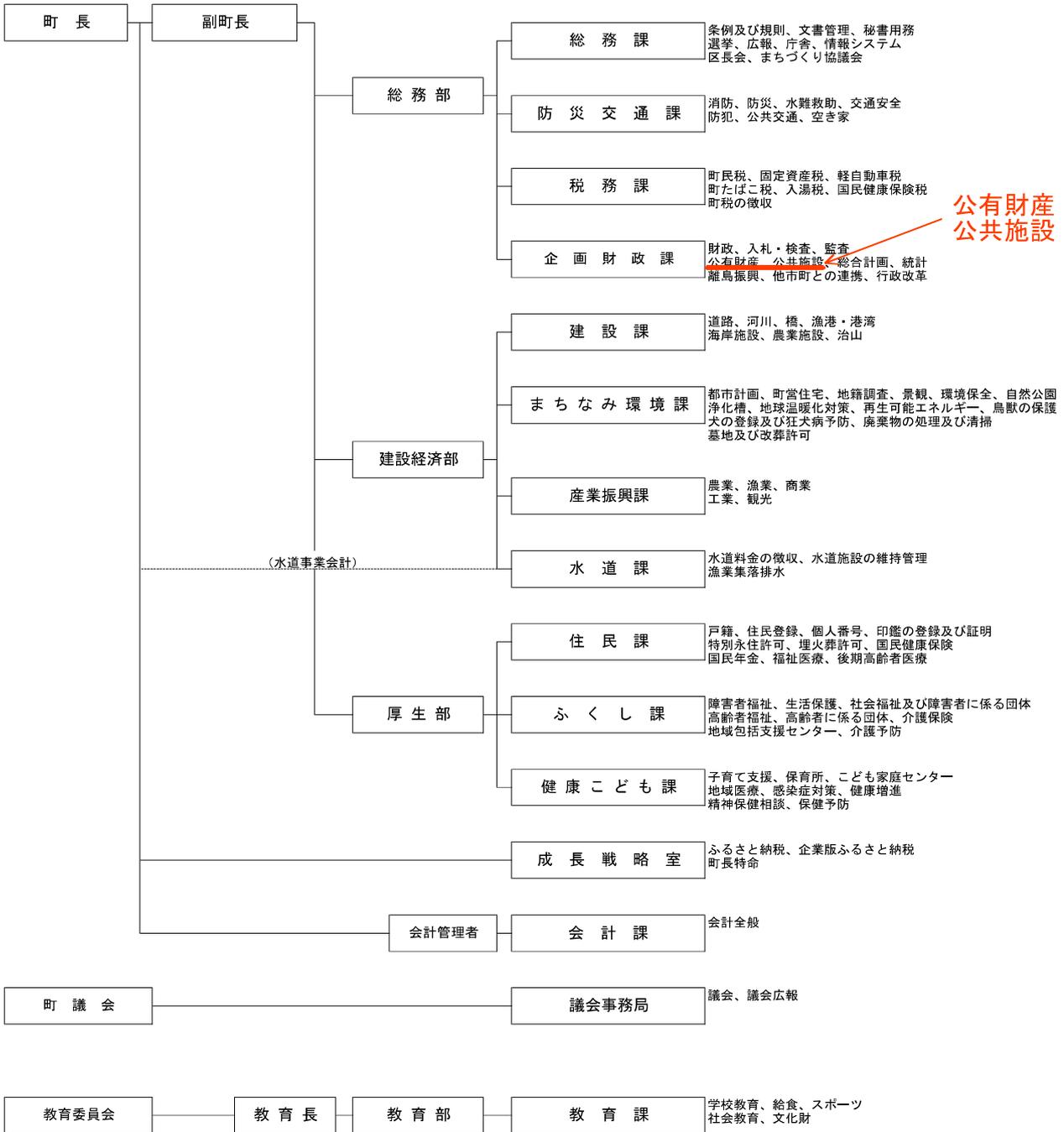
総合的にマネジメントする部署：企画財政課



R5 実施

旧大井小：サウンディング調査、地籍整理、施設内整理

町行政機構図（令和6年4月1日現在）



公有財産
公共施設